

割賦販売法・自主ルール研修に関する細則・内規対照表

細 則	内 規
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第5条に基づき、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が定める包括信用購入あっせんに関する自主規制細則第7条第2項及び個別信用購入あっせんに関する自主規制細則第8条第2項並びにクレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制細則第6条第2項に定める研修の実施に必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本内規は、割賦販売法・自主ルール研修に関する細則（以下「細則」という。）に基づく割賦販売法及び自主ルールに関する研修の実施に必要な事項を定める。</p>
<p>(対象会員)</p> <p>第2条 本細則に定める研修は、次の各号に掲げる会員を対象とする。</p> <p>(1) 包括信用購入あっせん業者</p> <p>(2) 個別信用購入あっせん業者</p> <p>(3) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者</p> <p>(社内体制の整備)</p> <p>第3条 前条に定める対象会員（以下「研修対象会員」という。）は、割賦販売法及び同法に係る自主規制規則等（以下「割賦販売法及び自主ルール」という。）を遵守した適正な業務を行うための社内体制の整備に資するために第21条第1項で定めた者（以下「講師資格者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>(講師資格者の設置基準)</p> <p>第2条 細則第21条第1項で定めた者（以下「講師資格者」という。）の人数は、研修対象会員において、当該研修対象会員の実情（研修方法、従業員規模や営業所数等の社内組織等）に応じ、講師資格者の役割を踏まえた人数とすることとする。</p> <p>2 前項の講師資格者の人数は、研修対象会員の社内規則等において定めることとする。</p> <p>3 新たに研修対象会員となったときは、研修対象会員となった時から1年以内に細則第3条及び前項の定めに基づき体制整備を行うものとする</p>
<p>(研修の種類)</p> <p>第4条 本細則に定める研修は次の種類とする。</p> <p>(1) コンプライアンス研修</p> <p>(2) 一般研修</p> <p>(3) 講師研修</p>	<p>(受講手続)</p> <p>第3条 細則第4条に定める研修（細則第15条に定める会員主催研修を除く。以下「本研修」という。）を受講する者は、所定の様式により、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）に申し込むものとする。</p> <p>2 本会は、資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、本研修の受講料を請求できるものとし、受講者は、本会所定の方法によりこれを支払うものとする。</p> <p>3 本会は、納付された受講料は、本会の都合により本研修の開催を中止した場合を除き、これを返還しないものとする。</p>
<p>(研修方法)</p> <p>第5条 本会は、前条に定める研修について、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 対面による研修</p> <p>(2) 通信による研修（eラーニング）</p> <p>2 双方向性のある会議システム等を活用して研修講師の講義場所と受講者の受講場所を隔地間で行う場合で、別に定める基準を満たす場合には前項第1号の方法による研修とみなす。</p>	<p>(双方向性のある会議システム等による研修方法)</p> <p>第4条 細則第5条第2項に定める研修方法で実施する場合には、別表1に定める実施基準を満たすこととする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p align="center">【別表1】</p> <p align="center">内規第4条に定める研修方法（双方向性のある会議システム等による研修方法）における実施基準</p> <p align="center">内規第4条に定める研修方法により実施する場合については、以下に定めるすべての要件に該当するときとする。</p> <p>1. 研修講師の講義場所（以下本表において「講義場所」という。）と受講者の受講場所（以下本表において「受講場所」という。）を通信回線等で結び、講義場所及び受講場所にそれぞれ設置した機器によって、講義場所と受講場所間において、即時かつ双方向での動画映像による通話ができること。</p> <p>2. 通信回線等は常時接続とし、受講者の受講状況を講師が確認できるものであること。</p> </div>
<p>第2章 コンプライアンス研修</p> <p>(コンプライアンス研修の目的)</p>	<p>(コンプライアンス研修の内容)</p>

<p>第6条 コンプライアンス研修は、次条に定める対象者が割賦販売法及び自主ルールの遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的とする。</p>	<p>第5条 細則第6条に定める目的を達成するために、コンプライアンス研修の研修内容は、行政官、有識者等による直近の行政動向、コンプライアンス等に関するものとする。</p>
<p>(対象)</p> <p>第7条 コンプライアンス研修の対象は、研修対象会員であって、次に定める者を対象とする。</p> <p>(1) 本会に届出をしている会員代表者</p> <p>(2) 次の業務を担当する役員</p> <p>イ 包括信用購入あっせん業務</p> <p>ロ 個別信用購入あっせん業務</p> <p>ハ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務</p> <p>2 前項に定める者が受講できない場合（研修対象会員において当該理由を合理的に説明できる場合に限る。）は、法令遵守を監督するための内部管理部門の責任者又はそれに準ずる者（以下これらの者及び前項に定める者と合わせて「受講対象役員等」と総称する。）が受講するものとする。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に定める者も受講できるものとする。</p> <p>(1) 第1項第2号以外の研修対象会員の役員</p> <p>(2) 前項以外の研修対象会員の職員</p> <p>(3) 研修対象会員以外の本会の会員の役員</p> <p>(4) 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む（営む予定を含む。）非会員の役員</p> <p>(5) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役員（研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る。）</p>	
<p>(コンプライアンス研修の受講等)</p> <p>第8条 研修対象会員は、コンプライアンス研修を、毎年度、受講対象役員等に受講させ修了させるものとする。</p> <p>2 コンプライアンス研修の修了者は、当該受講した研修内容について、受講できなかった他の受講対象役員等に周知するものとする。</p>	
<p>(修了の要件)</p> <p>第9条 本会は、受講対象役員等のうち研修を全て受講した者を研修の修了者とする。</p>	
<p>第3章 一般研修</p> <p>第1節 協会主催研修</p> <p>(一般研修の目的)</p> <p>第10条 一般研修は、割賦販売法及び自主ルールに基づいた業務を行うことができる人材を育成することを目的とする。</p>	
<p>(対象)</p> <p>第11条 一般研修の対象は、研修対象会員において包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する職員（以下合わせて「受講対象職員」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も受講できるものとする。</p> <p>(1) 研修対象会員の役員</p> <p>(2) 研修対象会員以外の本会の会員の役職員</p> <p>(3) 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む（営む予定を含む。）非会員の役職員</p> <p>(4) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役職員（研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る。）</p>	

<p>(一般研修の種類)</p> <p>第12条 受講対象職員が受講する研修の種類は、研修対象会員に応じ、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別に定める内規によることとする。</p> <p>(1) 包括研修 (2) アクワイアラ研修 (3) 個別研修</p>	<p>(一般研修の実施方法)</p> <p>第6条 細則第12条に定める研修について、細則第5条第1項各号に定める研修方法により行うときは、研修対象会員に応じて、次の各号に定める研修を受けることとする。</p> <p>(1) 包括研修 (2) アクワイアラ研修（以下「ACQ研修」という。） (3) 個別研修 (4) カード総合研修（包括研修・ACQ研修） (5) 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） (6) 合同②研修（包括研修・個別研修） (7) 合同③研修（ACQ研修・個別研修）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、研修対象会員において、受講対象職員の従事している担当業務が限定されている場合には、当該従事している業務に応じた研修のみの受講ができるものとする。</p> <p>3 細則第12条に定める研修について、細則第5条第1項第2号に定める研修方法により行うときは、細則第3条に定める講師資格者の設置を行い、社内体制の整備が図られている研修対象会員の受講対象職員のみが受講できるものとする。ただし、本会が認める場合は、この限りではない。</p>
<p>(研修時期)</p> <p>第13条 研修対象会員は、職員を包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事させるときは、当該職員（従事する日が属する年度の前3年度以内に一般研修を修了している者を除く。）に対し、できる限り早く一般研修を受講させ修了させるものとする。</p> <p>2 研修対象会員は、受講対象職員を一般研修が修了した日が属する年度の翌年度から3年度以内に一般研修を受講させ修了させるものとし、以後も同様とする。</p> <p>3 研修対象会員は、受講対象職員が一般研修受講後も、継続的に研修を行うなどの方法により、第10条に定める目的を達成するよう努めるものとする。</p>	<p>(新規研修対象会員の研修時期)</p> <p>第7条 新たに研修対象会員となったときは、原則として、研修対象会員となった時から1年以内に受講対象職員を受講させるものとする。</p>
<p>(修了の要件)</p> <p>第14条 本会は、別に定める基準を満たした受講対象職員を修了者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も一般研修の修了者とみなす。</p> <p>(1) 講師育成研修を修了した者 (2) 講師更新研修を修了した者 (3) クレカウンセラー修了研修を修了した者</p> <p>3 本会は、前各項の修了者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。</p>	<p>(修了の要件)</p> <p>第8条 細則第5条第1項第1号に定める方法のとき、細則第14条第1項に定める基準は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 使用する教材 本会が作成した一般研修のテキスト</p> <p>(2) 研修時間（いずれの場合も理解度測定30分を含む。） イ 包括研修 2時間30分以上 ロ ACQ研修 2時間30分以上 ハ 個別研修 3時間以上 ニ カード総合研修（包括研修・ACQ研修） 3時間以上 ホ 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） 4時間30分以上 ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 4時間以上 ト 合同③研修（ACQ研修・個別研修） 4時間以上</p> <p>(3) 修了の基準 本会が作成する理解度測定において7割以上の正解とする。なお、理解度測定の実施にあたっては教材等の持込を可とする。</p> <p>2 細則第14条第2項第1号に定める基準は、本条第1項第3号の基準を準用する。</p> <p>3 細則第5条第1項第2号に定める方法のとき、細則第14条第1項に定める基準は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 使用する教材 本会が作成した一般研修のテキスト</p>

	<p>(2) 受講期間 各研修の受講開始後3ヵ月以内とし、その期間内に修了しない場合は、再度受講することとする。</p> <p>(3) 修了の基準 各研修に設定された「単元」ごとの理解度テストに全問正答し、必要なすべての単元が修了したとき修了とする。</p> <p>4 細則第15条に定める会員主催研修の場合において、一般研修の更新受講者（2巡目以降の受講者）については、以下の基準とすることができる。</p> <p>(1) 研修時間（いずれの場合も理解度測定30分を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 包括研修 2時間以上 ロ ACQ研修 2時間以上 ハ 個別研修 2時間以上 ニ カード総合研修 2時間以上 ホ 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） 3時間以上 ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 2時間30分以上 ト 合同③研修（ACQ研修・個別研修） 2時間30分以上 <p>(2) 修了の基準 本会が作成する理解度測定において7割以上の正解とする。なお、理解度測定の実施にあたっては教材等の持込を不可とする。</p> <p>5 細則第15条に定める会員主催研修における研修を受講し、理解度測定において、修了の基準を満たさなかった者については、当該研修実施日の属する年度内において、再度、理解度測定のみを実施し、当該修了の基準を満たすことで修了することを認めるものとする。なお、この場合も講師資格者が実施するものとする。</p>
<p>第2節 会員主催研修 （会員主催研修）</p> <p>第15条 研修対象会員は、本会が別に定める方法による研修（以下「会員主催研修」という。）を実施することができる。</p> <p>2 受講対象職員は、当該受講対象職員が所属する会員の会員主催研修を受講し修了した場合は、一般研修を修了したものとみなす。</p>	<p>（会員主催研修の方法等）</p> <p>第9条 細則第15条第1項に定める方法とは、次の各号に定めるすべての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法により研修を実施すること。</p> <p>(2) 本会が作成した一般研修のテキストを使用するとともに、本会が作成した問題により理解度測定を行うこと。ただし、別に定める基準により研修対象会員が作成する研修資料及び理解度測定問題を使用することを認める。</p> <p>(3) 前2号に定める他、本会主催の一般研修と同等の研修内容等であること。</p> <p>第10条 第9条第1項第1号に定める研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法とは、受講者を集合させた会場で細則第20条に定める講師が対面する方法により直接教授すること（本会が認定したクレカウンセラーのうち講師資格認定者（以下単に「クレカウンセラー」という。）又は弁護士が関与して作成した動画教材（以下「ビデオ等」という。）を使用して実施する場合を含む。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合も、研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法であると認めるものとする。</p> <p>(1) 双方向性のある会議システム等を活用して研修講師の講義場所と受講者の受講場所が隔地間で行われるものであって、別表2に定めるすべての要件に該当するとき。</p>

【別表 2】

内規第 10 条第 2 項第 1 号に定める研修方法（会員主催研修における双方向性のある会議システム等による研修方法）における実施基準

内規第 10 条第 2 項第 1 号に定める研修方法により実施する場合については、以下に定めるすべての要件に該当するときとする。

1. 研修講師の講義場所（研修の一部を、内規第 10 条第 3 項に規定するビデオ等を使用して実施する場合を含む。）（以下本表において「講義場所」という。）と受講者の受講場所（以下本表において「受講場所」という。）を通信回線等で結び、講義場所及び受講場所等にそれぞれ設置した機器によって、講義場所と受講場所間において、即時かつ双方向での動画映像による通話ができること。
2. 通信回線等は常時接続とし、受講者の受講状況を講師が確認できるものであること。

(2) 双方向性のない会議システム等（eラーニングシステム等）を活用して隔地間において講義を行う場合であつて、別表 3 に定めるすべての要件に該当するとき。

【別表 3】

内規第 10 条第 2 項第 2 号に定める研修方法（会員主催研修における双方向性のない会議システム等による研修方法）による実施基準

内規第 10 条第 2 項第 2 号に定める研修方法により実施する場合については、以下に定めるすべての要件に該当するときとする。

1. 講義内容を提供する場所（以下本表において「本部」という。）と受講者の受講場所（以下本表において「受講場所」という。）を通信回線等で結び、本部及び受講場所にそれぞれ設置した機器によって、本部から受講場所へ講義内容が提供できること。この場合、ビデオ等により講義を行うことも認めるものとするが、当該ビデオ等は内規第 10 条第 3 項に規定するビデオ等を使用して実施するものであること。
2. 受講者は会社の指示（指定された時間帯を含む。）の下、上記 1. の機器が設置された受講場所にて、受講するものであること。
3. 細則第 3 条に定める講師資格者の設置を行い、社内体制の整備が図られていること。

3 前各項においてビデオ等を使用するとき、当該ビデオ等の作成については別表 4 に定める基準に基づくものとし、クレカウンセラー又は弁護士が関与した場合には、本会对しその旨を届け出るものとする。また、本会に事前の承認を受ける場合は、別に定める様式の申請書を提出するものとする。

【別表 4】

内規第 10 条第 3 項に定めるビデオ等の作成に係る基準

1. 教材に盛り込む最低限必要な事項に関する基準
(1) 研修の位置づけ、目的、必要性が盛り込まれていること。

- (2) 教材の全体構成が適切であること。
- ① 協会作成のテキスト内容をベースに作成されていること
 - ② 自分で学習できるようにテキストの該当ページが盛り込まれていること。
 - ③ 下記4. の研修時間を確保することを前提に、自社特有の業務に関連する事項を盛り込むことも可とする。
- (3) その他留意事項
- ① できる限り社内規則や帳票類を用いること。
 - ② できる限り理解しやすく平易な表現を用いること。
2. 教え方等に関する基準
教材の使い方や教え方が適正であること。
3. 機器の機能等に関する基準
- (1) 講師等の音声によって説明がされていること。
 - (2) 早送りやスキップできる機能がないこと（その機能を使用しないよう監督者が受講状況を確認している場合を含む）。
4. 研修時間に関する基準
内規第10条第2項第2号において、ビデオ教材のみで研修を行う場合は以下のとおりとする。
- イ 包括研修 2時間以上
 - ロ ACQ研修 2時間以上
 - ハ 個別研修 2時間30分以上
 - ニ カード総合研修（包括研修・ACQ研修） 2時間30分以上
 - ホ 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） 4時間以上
 - ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 3時間30分以上
 - ト 合同③研修（ACQ研修・個別研修） 3時間30分以上
- （いずれの場合も理解度測定の時間（30分）を含まない。）
ただし、2巡目以降の受講対象者については、以下とすることができる。
- イ 包括研修 1時間30分以上
 - ロ ACQ研修 1時間30分以上
 - ハ 個別研修 1時間30分以上
 - ニ カード総合研修（包括研修・ACQ研修） 1時間30分以上
 - ホ 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） 2時間30分以上
 - ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 2時間以上
 - ト 合同③研修（ACQ研修・個別研修） 2時間以上
- （いずれの場合も理解度測定の時間（30分）を含まない。）
5. 講師資格者が関与する基準
講師資格者が教材の作成に関与したことを証する書類を提出すること。
※ クレカウンセラー又は弁護士が関与した場合は、その旨を届出ること。

4 細則第10条第2号ただし書に定める会員主催研修における研修資料は、別表5に定める方法により行うことができる。

【別表5】

会員が作成する研修資料等

	<p>内規第8条第4項に定める会員が作成する研修資料等の作成等については次のとおりとする。</p> <p>なお、会員が作成する研修資料等（資料内容や概要、会員作成の理解度測定問題）は、可能な範囲で本会に提出することとする。</p> <p>1. 会員が作成する研修資料 会員が会員主催研修を行う場合は、本会作成の研修テキストを使用することを基本とし、会員特有の業務内容に関する事項については、会員が当該事項に関する内容の教材を作成し研修を行うことができるものとする。</p> <p>2. 会員が作成する理解度測定問題 (1) 会員は、本会が提示する理解度測定問題一覧から、本会が定める基準に基づき、30問を選択のうえ作成できるものとする。 (2) ただし、会員が特有の業務に応じた問題を作成して追加する場合には、5問まで追加することができる。 この場合、追加問題数を含めた全問題数の合計の7割以上の正解者を修了とする。</p> <p>5 細則第9条第3号に定める本会主催の一般研修と同等の研修内容等のうち研修時間については、第8条第1項第2号のとおりとする。なお、当該研修時間を満たす場合には、分割して実施することを認めるものとする。</p>
<p>(準用) 第16条 前条第1項の会員主催研修については、第10条から第14条第1項の規定を準用する。</p>	
<p>第4章 講師研修等 (講師の役割) 第17条 講師資格者は、第3条に定める社内体制の整備に資するよう、次の役割を担うものとする。 (1) 第21条に基づき、会員主催研修の該当する種類の研修講師を務めること。 (2) 第3章に定める一般研修を受講する受講対象職員に対し、質問等への回答及び助言を行うこと。 (3) 割賦販売法及び自主ルールに関し社内において実務と関連付けた観点から日常的に助言を行うこと。</p>	
<p>(講師研修の目的) 第18条 講師研修は、前条に定める役割を担うのに必要な知識等を習得することを目的とする。</p>	
<p>(講師研修の種類) 第19条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める研修を、当該各号に定める目的で行う。 (1) 講師育成研修 講師として必要な知識等を習得するため (2) 講師更新研修 講師資格者の能力の維持及び向上を図るため 2 前項第1号に定める研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別に定める内規によることとする。 (1) 包括講師育成研修 (2) アクワイアラ講師育成研修 (3) 個別講師育成研修 3 第1項第2号に定める研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別に定める内規によることとする。 (1) カード総合講師更新研修</p>	<p>(講師育成研修の実施方法) 第11条 細則第19条第2項に定める研修の実施にあたっては、次の各号に掲げるものとする。 (1) 包括講師育成研修 (2) アクワイアラ講師育成研修（以下「ACQ講師育成研修」という。） (3) 個別講師育成研修 (4) カード総合講師育成研修 (5) 合同①講師育成研修 (6) 合同②講師育成研修 (7) 合同③講師育成研修 (講師更新研修の実施方法) 第12条 細則第19条第3項に定める研修の実施にあたっては、次の各号に掲げるものとする。 (1) カード総合講師更新研修 (2) アクワイアラ講師更新研修（以下「ACQ講師更新研</p>

<p>(2) アクワイアラ講師更新研修 (3) 個別講師更新研修</p>	<p>修」という。) (3) 個別講師更新研修 (4) 合同講師更新研修</p>
<p>(対象) 第20条 講師育成研修の対象は、講師育成研修を受講しようとするときから原則前3年度以内に、第12条に定める一般研修において当該研修を修了した役職員であって、講師になろうとする者とする。ただし、本会が認める場合は、この限りではない。 2 講師更新研修の対象は、講師資格を更新しようとする者とする。</p>	
<p>(講師資格の認定) 第21条 本会は、次の各号に定める者を講師として認定する。 (1) 講師育成研修を受講した者のうち、別に定める内規の基準を満たす者 (2) 本会のクレカウンセラー資格の認定を受けた者 (3) 協会に届出をした弁護士 2 本会が認定する講師資格は、次の各号に定めるものとする。 (1) 包括研修講師資格 (2) アクワイアラ研修講師資格（以下「ACQ研修講師資格」という。） (3) 個別研修講師資格 3 第1項第1号に定める者には、内規に定める講師資格を認める。 4 本会は、第1項第1号及び第2号の講師資格認定者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。</p>	<p>(研修時間及び理解度測定の基準) 第13条 細則第21条第1項第1号に定める基準のうち、研修時間は次のとおりとする（いずれの場合も理解度測定30分を含む。）。 (1) 包括講師育成研修：2時間以上 (2) ACQ講師育成研修：2時間以上 (3) 個別講師育成研修：2時間以上 (4) カード総合講師育成研修：2時間以上 (5) 合同①講師育成研修：2時間以上 (6) 合同②講師育成研修：2時間以上 (7) 合同③講師育成研修：2時間以上 2 細則第21条第1項第1号に定める基準は、理解度測定において9割以上の正解とする。なお、理解度測定の実施にあたっては教材等の持ち込みを可とする。 3 細則第21条第1項第3号の届出にあたっては、別に定める様式の届出書を本会に提出するものとする。 (講師育成研修と講師資格の関係) 第14条 細則第21条第3項に定める研修と講師資格との関係は、以下のとおりとする。 (1) 細則第21条第1項第1号に定める者 イ 包括講師育成研修による認定者 包括研修講師資格 ロ ACQ講師育成研修による認定者 アクワイアラ研修講師資格（以下「ACQ研修講師資格」という。） ハ 個別講師育成研修による認定者 個別研修講師資格 ニ カード総合講師育成研修による認定者 以下のすべての講師資格 (イ) 包括研修講師資格 (ロ) ACQ研修講師資格 ホ 合同①講師育成研修による認定者 以下のすべての講師資格 (イ) 包括研修講師資格 (ロ) ACQ研修講師資格 (ハ) 個別研修講師資格 ヘ 合同②講師育成研修による認定者 以下のすべての講師資格 (イ) 包括研修講師資格 (ロ) 個別研修講師資格 ト 合同③講師育成研修による認定者 以下のすべての講師資格 (イ) ACQ研修講師資格 (ロ) 個別研修講師資格 (2) 細則第21条第1項第2号及び第3号の者 以下のすべての講師資格 (イ) 包括研修講師資格</p>

	<p>(ロ) A C Q 研修講師資格 (ハ) 個別研修講師資格</p>
<p>(講師資格の有効期間) 第 22 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の講師資格の有効期間は、講師資格認定の日（同項第 2 号に定める講師にあつてはクレカウンセラー資格の認定を受けた日）から 3 年を経過した日が属する年度の末日までとする。 2 次条により講師更新研修を修了した者の講師資格の有効期間は、更新研修の修了日から 3 年を経過した日が属する年度の末日までとする。</p>	
<p>(講師資格の更新) 第 23 条 講師資格者（弁護士を除く。）は、当該講師資格を更新しようとするときは、前条の有効期間満了の時までに講師更新研修を修了しなければならない。 2 本会は、講師更新研修を受講した者のうち、別に定める内規の基準を満たした者を修了者とする。 3 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により講師資格の有効期間満了の日までに講師更新研修を修了していない者に、当該有効期間満了後 1 年間に限り講師更新研修の受講を認める。この場合、当該講師更新研修の修了認定の可否が決定されるまでの間、講師資格は停止する。 4 本会は、第 2 項の講師更新研修修了者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。</p>	<p>(講師更新研修の研修時間及び別に定める基準) 第 15 条 細則第 23 条第 2 項に定める基準のうち、研修時間は、2 時間程度とする。 (講師更新研修と講師資格の関係) 第 16 条 細則第 23 条第 1 項及び第 2 項に定める研修と講師資格との関係は、以下のとおりの現保有講師資格の更新とする。 細則第 23 条第 1 項及び第 2 項に定める者 イ カード総合講師更新研修による修了者 以下の講師資格 (イ) 包括研修講師資格 (ロ) A C Q 研修講師資格 ロ A C Q 講師更新研修による修了者 A C Q 研修講師資格 ハ 個別講師更新研修による修了者 個別研修講師資格 ニ 合同講師更新研修による修了者 以下の講師資格 (イ) 包括研修講師資格 (ロ) A C Q 研修講師資格 (ハ) 個別研修講師資格</p>
<p>(講師資格者台帳への記載) 第 24 条 本会は、講師資格者（弁護士を除く。）の氏名、所属する会社名その他別に定める事項を講師資格者台帳（電磁的記録を含む。）に記載するものとする。 2 講師資格者は、前項の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に届出をするものとする。 3 本会は、講師資格の有効期間を経過し講師資格を失効した場合には、講師資格者台帳から当該者の記録を削除するものとする。</p>	<p>(講師資格者台帳の記載事項) 第 17 条 細則第 24 条第 1 項に定める講師資格者台帳に登録する事項は、次の各号とする。 (1) 氏名 (2) 所属する会社名 (3) 講師資格認定年月日 (4) 講師資格更新認定年月日（最新のもの） (5) 講師資格の有効期間（最新のもの） (6) 講師資格の認定番号及び種類 (7) 講師資格を失効した旨 (8) その他講師資格者の管理のために必要な事項 2 細則第 24 条第 2 項の届出にあたっては、別に定める様式の届出書を本会に提出するものとする。</p>
<p>(講師の活動範囲) 第 25 条 講師資格者は、内規に定めるところにより、講師資格に応じた講師を務めることができるものとする。 2 講師資格者（弁護士を除く。）は、当該講師資格者が所属する会員の会員主催研修以外で講師を務めることができない。ただし、本会が認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(講師の活動範囲) 第 18 条 細則第 25 条に定める講師資格に応じた活動範囲は、次の各号の定めによるものとする。 (1) 包括研修 包括研修講師資格者 (2) A C Q 研修 A C Q 研修講師資格者 (3) 個別研修 個別研修講師資格者 (4) カード総合研修 以下のすべての講師資格の保有者 イ 包括研修講師資格 ロ A C Q 研修講師資格 (5) 合同①研修 以下のすべての講師資格の保有者 イ 包括研修講師資格 ロ A C Q 研修講師資格 ハ 個別研修講師資格 (6) 合同②研修以下のすべての講師資格の保有者</p>

	<ul style="list-style-type: none"> イ 包括研修講師資格 ロ 個別研修講師資格 (7) 合同③研修以下のすべての講師資格の保有者 イ A C Q 研修講師資格 ロ 個別研修講師資格
<p>第5章 その他</p> <p>(研修のフォローアップのための調査)</p> <p>第26条 本会は、研修対象会員に対し、必要に応じ、第4条各号に定める研修のフォローアップのための調査を実施することができるものとし、当該会員は、これに協力するものとする。</p> <p>2 本会は、当該調査内容の分析の結果等を当該会員に対し提供するものとする。</p> <p>3 本会は、研修の実績に著しく問題のある会員については、本会が定める処分に関する細則とは別に、研修の運用上の注意文書の発出等を行うことができるものとする。</p>	
<p>(研修の記録の作成と保存等)</p> <p>第27条 本会は、実施した第4条各号に定める研修の記録(電磁的記録を含む。次頁において同じ。)を作成し、当該研修を実施した日から5年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。</p> <p>2 研修対象会員は、社内規程等に基づき、第4条各号に定める研修にかかる研修計画を策定するとともに、当該研修に役職員を受講させた場合には、その記録を作成し、当該研修を実施した日から5年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。</p>	<p>(研修の受講記録)</p> <p>第19条 細則第27条第1項に定める研修の記録する事項は、次の各号とする。</p> <p>(1) コンプライアンス研修</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 氏名 ロ 所属する会社名、所属・部署、役職 ハ 受講月 ニ 受講結果 <p>(2) 一般研修(細則第5条第1項第1号に定める方法)及び講師研修</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 氏名 ロ 所属する会社名 ハ 受講番号 ニ 研修の種類 ホ 受講月 ヘ 受講結果 ト 修了した場合は修了日及び修了番号 チ その他管理のために必要な事項 <p>(3) 一般研修(細則第5条第1項第2号に定める方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 氏名 ロ 所属する会社名 ハ ユーザーID ニ 研修の種類 ホ 修了日 ヘ その他管理のために必要な事項 <p>2 細則第27条第2項に定める研修計画及び受講状況の記録事項は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 研修計画</p> <p>研修対象会員は別に定める様式を参考に研修計画を策定する。</p> <p>(2) 受講状況</p> <ul style="list-style-type: none"> イ コンプライアンス研修 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 受講対象役員全員の氏名、役職 (ロ) 上記(イ)のうち実際に受講した者(上記(イ)以外の者も含む。)の氏名、役職 (ハ) 上記(イ)のうち受講できなかった者がいる場合は、当該者に周知した日 ロ 一般研修 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 氏名 (ロ) 研修日(分割研修の場合は期間)又は修了日(細則第5条第1項第2号に定める研修の場合) (ハ) 研修の種類(①第6条第1項第1号から第7号の別、②協会主催研修、会員主催研修の別(協会主催

	<p>研修の場合は細則第5条第1項第1号又は第2号の別)、③会員主催研修のうち第11条第2項に定める方法によるときは第1号又は第2号の別)</p> <p>(ニ) 受講結果(修了、未修了の別)</p> <p>(ホ) 会員主催研修の場合は講師名</p> <p>(ハ) 第8条第4項により、理解度測定のみを行った場合は、その旨(講義と同日中に行った場合を除く。)</p> <p>ハ 講師研修</p> <p>(イ) 氏名</p> <p>(ロ) 研修日</p> <p>(ハ) 研修の種類(①講師育成研修、講師更新研修の別 ②講師育成研修の場合には、第12条第1号から第7号の別、講師更新研修の場合には、第12条第1号から第4号の別)</p> <p>(ニ) 受講結果</p>
<p>(改廃)</p> <p>第28条 本細則の改廃は、自主規制委員会の決議を経て行う。</p>	<p>(改廃)</p> <p>第20条 本内規の改廃は、人材育成部会の決議を経て行う。</p>
<p>附則</p> <p>1. 本細則は、平成22年4月16日から施行する。</p> <p>2. 本細則は、平成23年4月1日から改正施行する。</p> <p>3. 本細則は、平成23年10月25日から改正施行する。</p> <p>4. 本細則は、平成25年4月1日から改正施行する。</p> <p>5. 本細則は、平成26年4月1日から改正施行する。</p> <p>6. 本細則は、平成27年4月1日から改正施行する。</p> <p>7. 本細則は、平成28年4月1日から改正施行する。</p> <p>8. 本細則は、平成28年7月20日から改正施行する。</p> <p>9. 本細則は、平成29年4月1日から改正施行する。</p> <p>10. 本細則は、平成30年6月1日から改正施行する。</p> <p>11. 本細則は、平成31年4月1日から改正施行する。</p> <p>12. 本細則は、令和2年7月1日から改正施行する。</p> <p>13. 第18条第2項に定める講師資格については、令和元年度までに「包括研修講師資格」を保有している場合には、改正施行後における「包括研修講師資格」及び「ACQ研修講師資格」の講師資格を有するものとみなす。</p> <p>14. 第2条第1項の規定は、講師資格者の設置による社内教育体制の整備の期間として、令和4年3月31日までの経過措置を設けることとする。</p> <p>15. 本細則は、令和3年4月1日から改正施行する。</p> <p>16. 本細則は、令和5年4月1日から改正施行する。</p> <p>17. 本細則は、令和6年4月1日から改正施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1. 本内規は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2. 本内規は、平成25年9月1日から改正施行する。</p> <p>3. 本内規は、平成26年4月1日から改正施行する。</p> <p>4. 本内規は、平成27年4月1日から改正施行する。</p> <p>5. 本内規は、平成28年7月20日から改正施行する。</p> <p>6. 本内規は、平成29年4月1日から改正施行する。</p> <p>7. 本内規は、平成30年6月1日から改正施行する。</p> <p>8. 本内規は、平成31年4月1日から改正施行する。</p> <p>9. 本内規は、令和2年7月1日から改正施行する。</p> <p>10. 第2条の規定は、講師資格者の設置による社内教育体制の整備の期間として、令和4年3月31日までの経過措置を設けることとし、この期間内においては、講師資格者が在籍している場合は、同規定を満たしているものとみなす。</p> <p>11. 本内規は、令和3年4月1日から改正施行する。</p> <p>12. 本内規は、令和5年4月1日から改正施行する。</p> <p>13. 本内規は、令和6年4月1日から改正施行する。</p>